

の変更を除く。)で張り替えること(色彩の変更を伴わないものに限る。)

十一の九 電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。

十一の十 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。

十一の十一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等(以下この条において「認定保護増殖事業等」という。)の実施のために必要な工作物を設置すること。

十一の十二 野生鳥獣による人、家畜若しくは農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設(その高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れているものに限る。)を新築し、改築し、若しくは増築すること。

十一の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第二条第一項に規定する特定外来生物(以下この条において「特定外来生物」という。)の防除の目的で、カメラを設置すること。

第十五条第十一号の四の次に次の一号を加える。

十一の五 境界標(不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。)を設置すること。

第十五条第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

第十五条第十八号中「(平成十六年法律第七十八号)」を削り、同条第二十七号の二の次に次の二号を加える。

二十七の二の二 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

二十七の二の三 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

第十五条第二十八号を次のように改める。

二十八 条例第二十一条第三項第十号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷することであつて、次に掲げるもの

イ 宅地内にある植物を採取し、又は損傷すること。

ロ 認定保護増殖事業等の実施のために植物を採取し、又は損傷すること。

第十五条第二十八号の四の次に次の一号を加える。

二十八の四の二 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第十五条第二十八号の六の次に次の一号を加える。

二十八の六の二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第十五条第二十八号の九の次に次の一号を加える。

二十八の九の二 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。
第十八条第一号中「第十一号の五」を「第十一号の十三」に、「第二十七号の二」を「第二十七号の二三」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第百五十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定実施者から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十一年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住 所	廃止年月日
尾ヶ瀬 汐里	十和田市西二十二番町三の三コーポリンデン II二〇一号	平成三・一・三

青森県告示第百五十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において準用する

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製造（輸入）年月	試 験 項 目	違反の有無及び違反の内容
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地5	同左	マル中印中すう・大すう用配 合飼料 地鶏中期	31.1	粗たんぱく質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分 カルシウム、リン、ME、水分	無
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地5	同左	マル中印豚飼育用配合飼料 ペロット授乳期	31.1	粗たんぱく質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、TDN、水分 カルシウム、リン、ME、水分	無
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地5	同左	マル中印ブロイラー肥育前期 用配合飼料 フレースター	31.1	粗たんぱく質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分 カルシウム、リン、ME、水分	無
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番9	同左	ニチワ印肉豚肥育用配合飼料 エコリード肉豚	31.2	粗たんぱく質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、TDN、水分 カルシウム、リン、ME、水分	無
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番9	同左	ニチワ印ブロイラー肥育前期 用配合飼料 純和鶏ミニスターター	31.2	粗たんぱく質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分 カルシウム、リン、ME、水分	無
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番9	同左	ニチワ印中雛用配合飼料 日和中雛	31.2	粗たんぱく質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分 カルシウム、リン、ME、水分	無

青森県告示第百六十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、平成三十年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成三十一年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
弘前市	大字茜町二丁目、大字茜町三丁目、大字樋の口町	平成三十一年三月十五日から平成三十二年三月三十一日まで

青森県告示第百六十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所
- 二 測量の種類
公共測量（空中写真測量、写真地図、簡易水準測量、航空レーザ計測及び数値図化）
- 三 測量の期間
平成三十年十二月十一日から平成三十一年二月十五日まで
- 四 測量の地域

東北縦貫自動車道八戸線（上北郡七戸町後平～上北郡七戸町志茂川原）
国道四号（上北郡七戸町後平～上北郡野辺地町一ノ渡）

青森県告示第百六十二号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第二条第一項の規定により公示する。

平成三十一年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
国道二七九号	上北郡横浜町字吹越五四の四から 上北郡六ヶ所村大字尾駁字尾駁第三国有林一三九林班ほ 小班まで

二 指定する年月日

平成三十一年四月一日

青森県告示第百六十三号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第二条第一項の規定により公示する。

平成三十一年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
国道二七九号	上北郡横浜町字吹越五四の四から 上北郡六ヶ所村大字尾駁字尾駁第三国有林一三九林班ほ 小班まで

二 指定する年月日

平成三十一年四月一日

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成三十一年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成三十一年三月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東北CALS普及会

三 代表者の氏名

北村 達雄

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字神田四丁目一の二一

五 定款に記載された目的

この法人は、公共事業に携わるすべての人々に対して、CALS/EC（公共事業支援統合情報システム）の普及を促進するため情報の共有をはかり、技術の向上を支援する事業を行うことにより、建設分野を超えたCALS/ECの健全な発展

に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成三十一年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）トヨタカローラ青森本社

青森市大字浜田字玉川二四六の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

トヨタカローラ青森株式会社

青森市大字野木字野尻六一の四

代表取締役 大柳康三郎

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成三十一年三月十五日から同年四月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成三十一年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マエダストア八重田店

青森市造道二丁目二八の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

前田商事株式会社

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田大志

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成三十一年三月十五日から同年四月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成三十一年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）マックスバリュ八戸上組町店

八戸市大字上組町三三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 佐々木智佳子

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成三十一年三月十五日から同年四月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十一年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 三田建材運輸株式会社

二 代表者の氏名 三田浩司

三 主たる営業所の所在地 三戸郡田子町大字田子字小沼一二の三

四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第八〇〇三号

五 取消年月日 平成三十一年三月四日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十一年三月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十号

平成三十一年三月一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成三十一年三月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二、二三〇 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二三八、九三三 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

東津軽郡選挙区 六、七七四 人

西津軽郡選挙区 五、五〇四 人

南津軽郡選挙区 六、五七三 人

北津軽郡選挙区 七、七四六 人

上北郡選挙区 二七、八九四 人

三戸郡選挙区 一九、七二七 人

青森市選挙区 八一、三二八 人

弘前市選挙区 四九、七四五 人

